

## 特許裁判における

# 視覚的効果を伴う説得技法の日米欧比較

特許裁判において、法廷でのプレゼンテーションや裁判所に提出する書面に、視覚的効果を伴う画像・図・表・動画などをどの程度活用するかについては、各国において違いがある。筆者の経験をもとに、その一端を紹介したい。

### 第1 米国

米国の陪審裁判においては、視覚的効果を伴うプレゼンテーションが多用される。職業裁判官ではない、市民の代表たる陪審員にわかりやすく説明する必要があるからであろう。たとえば、LEDの発光層の層構造を陪審員に説明するのに、サンドイッチのパン・野菜・ハム・パンの構造になぞらえて視覚的に説明をする。このような視覚的説明は、弁護士自身が作成することもあるが、**graphics expert** と呼ばれる専門業者に依頼することが多い。有能な **graphics expert** を選任することは、有能な **trial lawyer** や有能な **jury consultant** を選任することと同等に、トライアルで勝つためには必須である。筆者が担当した米国陪審裁判においては、**Suann Ingle Associates<sup>1</sup>** を **graphics expert** として選任した。トライアルの前からトライアルの最中にかけて、**Ingle** 氏はリードカウンセルと毎日 **war room** において文字通りひざを突き合わせて **graphic** の作成を行っていた。リードカウンセルがポンチ絵のようなものを描き、どのようなことを表現したいかを **Ingle** 氏に伝え、**Ingle** 氏がそれをパワーポイントに落とし込んでいく。出来上がったパワーポイントを見るたびに、リードカウンセルのアイデアが見事に体現されている様に感嘆した。そして、翌日のトライアルで、そのパワーポイントをリードカウンセルが陪審員にどのように説明し、陪審員がそれにどのように反応するかを目撃することは、トライアル期間中の毎日の楽しみであった。

### 第2 日本

我が国の特許裁判においては、陪審員は存在せず、職業裁判官のみが存在する。それでも、特許裁判の書面においては、図や表を駆使してわかりやすく説明することが多い。技術説明会と呼ばれる期日においては、両当事者は、裁判官・裁判所調査官・専門委員の前で、パワーポイントを用いてプレゼンテーションを行う。元知財高裁所長が、同じ50頁の書面を読むのでも、準備書面を読むの

<sup>1</sup> Suann Ingle Associates, LLC, Home, <https://www.suanningle.com/>, last visited Jan 10, 2023.



と、技術説明会用のパワーポイントを読むのとは、理解度が全く異なり、技術説明会用のパワーポイントの方がはるかに理解しやすいとおっしゃっていたことが印象的であった。裁判官は文章を迅速に読んで理解することに長けているが、それでも、特に特許裁判の技術内容の説明については、パワーポイントを用いた視覚的な説明の方がよいことがわかった。大事件になると、パワーポイントも凝ったものになり、動画を用いることもある。ただ、米国のような **graphics expert** は発達しておらず、米国の **graphics expert** が作成するパワーポイントと比べると、聞き手への訴求力の点において改善の余地があるように思われる。

### 第3 ドイツ

ドイツの特許裁判においては、書面に図や表を入れ込むことはあまり行わず、ヒアリングにおけるプレゼンテーションにおいてもパワーポイントを用いることはない。しかし、ドイツの知財裁判官の技術理解力は極めて高い。デュッセルドルフ地裁・デュッセルドルフ高裁・カールスルーエの連邦通常裁判所の知財裁判官は、複雑な技術内容を正確に理解した上で、ヒアリングで弁護士・弁理士に質問をしていた。連邦通常裁判所のマイヤーベック裁判長（当時）らは、極めて難解な技術内容をほぼ正確に把握した上で、ヒアリングの冒頭で暫定的見解を述べ、弁護士に質問をしており<sup>2</sup>、技術理解力の高さにクライアントと共に感嘆したものである。日本の知財にも造詣が深いドイツの知財専門家が、ドイツでは、知財裁判官が明細書を深く読み込むことができ、適切な事件の処理を行うことができるようになるために、10年かけて知財裁判官を育てているとおっしゃっていたが、ドイツにおける裁判官の高い資質と高度な訓練の成果を目の当たりにした。

### 第4 各国の文化的違い

米国において視覚的効果を伴うプレゼンテーションが活用される理由として、素人の陪審員への訴求が挙げられるが、そればかりではないように思う。ソ連の物理学者が米国に移住した際、今後は物理学の論文を「面白く」書くように助言されたというエピソードは、米国においては読み手が専門家であっても、読み手に訴求することが重視されていることを物語っている。物理学の論文を面白く書くことができるのであれば、法律の論文や裁判所に提出する書面を面白く書き、裁判で面白いプレゼンテーションを行うことは困難ではないように思われる。

ハリウッド映画においては、たとえば「スピード」では、爆弾を仕掛けられたバスに乗ってしまい、ハラハラドキドキする展開が冒頭からされるのに対して、ヨーロッパ映画においては、冒頭は物静かに展開していくという違いがある。この違いは、米国とヨーロッパにおける裁判所に提出する書面の書きぶりにもそのまま表れているように思う。米国では、読み手に訴求するキャッチーな書き方が重要であり、準備書面の冒頭に、「神は細部に宿る」という一文を入れた上で、一気に読ませるといった手法がとられたりしている。

米国とドイツは、だいぶ異なる。ドイツ弁護士に、準備書面に図や表を入れてほしいとか、準備書面の冒頭にキャッチーな表現を入れてほしいとか、準備書面に印象論を入れてほしいと伝えても、そ

<sup>2</sup> 阿部隆徳「ドイツ連邦最高裁 白色 LED の基本特許の有効性を肯定」知財ぷりずむ 15 巻 177 号 29 頁, 33 頁 (2017)。



れは米国のやり方であって、ドイツのやり方ではないとして、拒絶されることが多い。ドイツ人は、徹底して演繹的に考え、原理・原則を大事にする。

米国とイギリスも、同じアングロサクソンであるにも関わらず、異なる。イギリス弁護士が、米国のクライアントが打ち合わせにおいて準備書面の書き方について要望を伝えてきたが、米国のやり方はイギリスでは受け入れられにくいとして断ったというエピソードを紹介したことがあった。「オペラ座の怪人」も、ブロードウェイとロンドンのウエスト・エンドとでは、同じミュージカルであるにもかかわらず風情が異なっていたが、それと同じことのように思う。

ゼレンスキー大統領は、各国のこのような違いを熟知した上で、各国に合わせた形で支援を要請する演説を行った。米国では9.11、イギリスではチャーチルの演説、ドイツでは壁、日本では東日本大震災などを主眼においたが、米国などでは直接的な表現を用いたのに対して、日本では暗喩を用い、福島原発に言及せずに、チェルノブイリ原発に言及した。

日本人の特性はゼレンスキー大統領の演説の通りと思うが、裁判は説得の場であるので、裁判における日本人の行動は、裁判以外の場における日本人の行動よりもより直接的であるように思う。パワーポイントを駆使したプレゼンテーションや、特許裁判ではないが、刑事裁判において、「本件は芥川龍之介の『蜘蛛の糸』と同じである。」とのキャッチーな冒頭の書き出しによって100頁を超える弁論要旨を読ませ、無罪判決を勝ち取ろうとする刑事弁護人など、米国のやり方に近づいている感がある。

## 執筆者紹介



弁護士・NY州弁護士

阿部 隆徳



## ABE & PARTNERS

阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496  
FAX 06-6949-1487  
MAIL [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル



[www.abe-law.com](http://www.abe-law.com)

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。